

○ 愛知県都市職員共済組合保健事業に関する規則

(平成 21 年 11 月 4 日)
(平成 21 年規則第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号）第34条の3の規定に基づき、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康保持増進のための保健事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(経理)

第 2 条 この規則に定める事業の経理は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第6条第1項第4号に規定する保健経理において行う。

(保健事業)

第 3 条 保健事業として次に掲げるものを行う。

- (1) 疾病の予防、早期発見のための健康診断の実施及びその助成
- (2) 組合員等の健康（メンタルヘルスを含む。）に関する相談
- (3) 組合員等の保養及び福祉の増進を目的とした施設の利用助成
- (4) 組合員等の健康保持増進のための冊子の配布
- (5) 医療費の増高を抑制する事業
- (6) 特定健康診査及び特定保健指導
- (7) 前6号に掲げるもののほか、組合員等の健康の保持増進に資する事業の実施

2 前項に定める事業の費用の額は、毎年度事業計画及び予算において定める。

(雑則)

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。